

牛頸公民館規約

(所在地)

第1条、牛頸公民館を牛頸1357番地におく。

(運営費)

第2条、牛頸公民館（以下・公民館・という）の運営に関する事項は館長が統轄し運営に要する費用は区総会の承認を得て区費・助成金等を充てる。

(公民館運営協議会)

第3条、公民館に牛頸公民館運営協議会を設ける。

2、協議会は公民館運営の推進力となり、運営に関する企画及び助言を行う。

(協議会の委員)

第4条、協議会に委員を置く。

2、委員は次に掲げるもののうちから館長が委嘱する。

(1) 執行部員全員

(2) 評議員、体育部、婦人会、子供会育成会、子供文庫、老人会、食進会、文化部・消防分団平野小PTAの代表者1名。

(3) その他館長が必要と認めるもの。

(委員の任期)

第5条、委員の任期は1年とし、再任を妨げない。

2、欠員が生じた場合の補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

(管理人の任用と服務)

第6条、公民館の管理のため管理人を置くことができる。

また、管理人不在期間中は開館日に限り土曜、日曜、祝日は9時から17時まで、その他の曜日は16時から22時まで管理人に代る公民館保全係を置き、その任用服務は第6条2・3・5、6、7、9、の各項を適用する。

2、管理人の任用は館長が推薦し、執行部会において決定する。

3、管理人の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし不適任と認められる人物であるとき又は行為があるときは執行部会の承認を得て解任することができる。

4、管理人は公民館に居住しなければならない。なお居室の光熱費は本人の負担とする。

5、管理人の休日は第1、第3の日曜日とする。

6、管理人の手当については予算の範囲内で評議員会の承認を受け執行部会にて決定する。

7、管理人は常に建物内外の清掃につとめ、特に火災、盗難等に注意し、什器備品等の保全に努めなければならない。

8、管理人が外泊するときは、館長に申し出て許可を受けなければならない。

9、管理人は、接待等について、館長の要請があるときは、これに応じなければならない。

(公民館の使用)

第7条、公民館の使用に関しては、牛頸公民館使用規程による。

(規約の改廃)

第8条、本規約の改廃は総会の承認を得てこれを決定する。

附則

この規約は昭和55年4月1日から施行する。

この規約は昭和61年4月13日から施行する。

この規約は平成6年4月10日から施行する。

この規約は平成9年4月13日から施行する。